

[資 料 編]

補助金の交付を受けられる皆様へ (法令遵守について)

鉄道助成部が実施する補助金業務には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令が準用されています。以下に同法令を掲載いたしますので、これらを遵守して補助事業を執行していただきますよう、お願いいたします。

なお、補助事業者が補助金の不正受給、不正使用を行った場合には、同法令に基づき、

- ・ 交付決定の取消し（同法第 17 条）
- ・ 補助金の返還命令（同法第 18 条）

が行われることになり、また、このようなケースにおいては懲役や罰金が科される場合（同法第 6 章各条）があります。

※ 同法第 17 条に基づく交付決定の取消し等を行った場合は、機構ホームページにおいて、以下の事項について公表いたします。

- ① 既に補助金が交付されている事案において同法第 17 条及び第 18 条の処分が行われた場合
同法第 17 条及び第 18 条の処分を行った日、事業者名、交付決定の取消しを行った補助金名、返還命令金額、概要
- ② 未だ補助金の交付がなされていない事案において同法第 17 条の処分が行われた場合
同法第 17 条の処分を行った日、事業者名、交付決定の取消しを行った補助金名、交付決定取消し金額、概要
- ③ 公表期間
公表の日から 2 年間

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	補助金等の交付の申請及び決定（第五条—第十条）
第三章	補助事業等の遂行等（第十一条—第十六条）
第四章	補助金等の返還等（第十七条—第二十一条）
第五章	雑則（第二十一条の二—第二十八条）
第六章	罰則（第二十九条—第三十三条）

第一章 総則
（この法律の目的）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならない、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取引げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等
（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしない

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定
（補助金等の交付の申請）

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行う必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

ことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

。（是正のための措置）

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等
（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その

他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行ふことができる。

前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に基づき交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附 則 （昭和三四年四月二〇日法律第一四八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の施行の日から施行する。

(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 （昭和三十七年九月一五日法律第一六一号） 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の判決、決定その他の処分（以下「裁判等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁判等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁判等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （昭和四五年四月一日法律第一三三）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成五年一一月一二日法律第八九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百七条第四項

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （略）

から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

昭和三十年政令第二百五十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の二十四、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十条の二及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十三条の二において準用する場合を含む。）に基き、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（別表の準用規定の欄に掲げる規定において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

2 この政令において「補助実施法人」とは、別表の準用規定の欄に掲げる規定においてその交付する補助金等について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用する同表の法人の欄に掲げる法人をいい、「補助実施法人の代表者」とは、同表の代表者の欄に掲げる者をいう。
（補助金等とする給付金の指定）

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十八号から第二百三号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の四の第三第二項に規定する交付金
- 二 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条及び附則第三条第一項に規定する交付金
- 三 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第六条第一項に規定する協同農業普及事業交付金
- 四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十九条第一項（同法第一百七十三条において準用する場合を含む。）に規定する交付金
- 五 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第七十一条の三第三九項（同法第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による交付金
- 六 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第三十五条第一項に規定する交付金
- 七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第七条又は第十一条の規定による交付金
- 八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十六条の八に規定する交付金
- 九 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する交付金
- 十 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第十三条第二項の規定による交付金
- 十一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十五条第一項に規定する交付金
- 十二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第七条の第三第二項に規定する交

に規定する交付金

- 十三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条第一項に規定する交付金
- 三十四 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七条第二項に規定する交付金
- 三十五 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十二条第一項の規定による交付金のうち同法の規定により独立行政法人環境再生保全機構が行う業務の事務の執行に要する費用に係るもの
- 三十六 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十四条に規定する交付金
- 三十七 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第一百六号）第十九条第一項に規定する交付金
- 三十八 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第七条第二項に規定する交付金
- 三十九 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項に規定する交付金
- 四十 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第六条に規定する再編交付金
- 四十一 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第六条第二項に規定する交付金
- 四十二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第十五条の規定による交付金
- 四十三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十三条に規定する交付金
- 四十四 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十八条第二項に規定する交付金
- 四十五 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百六十六号）第三十八条の規定による交付金
- 四十六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十四条第二項及び第四十六条第二項に規定する交付金
- 四十七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十六条の二の規定による給付金並びに同法第六十八条第一項及び第六十八条の二に規定する交付金
- 四十八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九十六条の規定による交付金
- 四十九 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条に規定する交付金
- 五十 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条第一項に規定する交付金
- 五十一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第十条第一号の規定による給付金
- 五十二 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）第十三条の規定による交付金

付金

- 十三 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第四項の規定による給付金
- 十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第九条第二項に規定する交付金
- 十五 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する交付金
- 十六 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の規定による交付金
- 十七 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）第三条第一項及び第四条第五項の規定による交付金
- 十八 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則第五条に規定する交付金
- 十九 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第二十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）第十条第一項の規定による損失補償金
- 二十 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十五条第一項に規定する交付金
- 二十一 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）第五十条の規定による交付金
- 二十二 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する交付金
- 二十三 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一一〇号）第九条第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
- 二十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第九十三条第三項、第九十五条第一項及び附則第五条の規定による交付金
- 二十五 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十五条の規定による交付金
- 二十六 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二十三条の規定による交付金
- 二十七 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二十一条の規定による交付金
- 二十八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十二条第一項、第二百二十二条の二及び第二百二十二条の三の規定による交付金
- 二十九 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十六条第二項に規定する交付金
- 三十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項に規定する交付金
- 三十一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二十一条第一項及び第二十二條第一項の規定による交付金
- 三十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第十一条第一項

- 五十三 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二十八条の規定による交付金
- 五十四 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十五条の規定による交付金
- 五十五 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十三条（同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による交付金
- 五十六 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二十条第一項の規定による交付金
- 五十七 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第四十一条の規定による交付金
- 五十八 不発弾等処理交付金
- 五十九 啓発宣伝事業等委託費
- 六十 特別支援教育就学奨励費交付金（第十三号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 六十一 社会事業学校等経営委託費
- 六十二 生活保護指導監査委託費
- 六十三 身体障害者福祉促進事業委託費
- 六十四 衛生関係指導者養成等委託費（医療衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）
- 六十五 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの
- 六十六 水産業改良普及事業交付金
- 六十七 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
- 六十八 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- 六十九 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
- 七十 電源立地等推進対策交付金
- 七十一 原子力施設等防災対策等交付金
- 七十二 森林整備地域活動支援交付金
- 七十三 電源立地地域対策交付金（第二十二号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 七十四 循環型社会形成推進交付金
- 七十五 農業・食品産業強化対策整備交付金
- 七十六 農業・食品産業強化対策推進交付金
- 七十七 自然環境整備交付金
- 七十八 医療提供体制施設整備交付金
- 七十九 地域住宅交付金（第三十四号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 八十 労働時間等設定改善推進助成金
- 八十一 農山漁村活性化対策整備交付金（第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 八十二 農山漁村活性化対策推進交付金（第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

八十三 森林整備・林業等振興推進交付金
八十四 水産業強化対策推進交付金
八十五 生物多様性保全推進交付金
八十六 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
八十七 地域活性化・生活対策臨時交付金
八十八 子育て支援対策臨時特例交付金
八十九 緊急雇用創出事業臨時特例交付金
九十 妊婦健康診査臨時特例交付金
九十一 地域活性化・経済危機対策臨時交付金
九十二 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金
九十三 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金
九十四 地域医療再生臨時特例交付金
九十五 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金
九十六 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金
九十七 農山漁村地域整備交付金
九十八 過疎地域事業補助率差額
九十九 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
百 森林整備・林業等振興整備交付金
百一 水産業強化対策整備交付金
百二 社会資本整備総合交付金（第三十号、第三十四号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百三 受動喫煙防止対策助成金
百四 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金
百五 被災農家経営再開支援交付金
百六 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金
百七 革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金
百八 電力基盤高度化等対策交付金
百九 放射線監視設備整備臨時特別交付金
百十 原子力災害影響調査等交付金
百十一 原子力災害健康管理施設整備交付金
百十二 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金
百十三 地域経済循環創出事業交付金
百十四 防災・安全社会資本整備交付金（第三十号、第三十四号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百十五 生物多様性保全回復施設整備交付金
百十六 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
百十七 水産多面的機能発揮対策交付金
百十八 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金
百十九 防災対策推進後進地域特例法適用団体補助率差額
百二十 防災対策推進社会資本整備総合交付金
百二十一 女性活躍推進交付金
百二十二 福島再生加速化交付金（第四十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百二十三 地域医療対策支援臨時特例交付金

百六十六 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
百六十七 特定地域づくり事業推進交付金
百六十八 民間都市開発推進機構補給金
百六十九 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
百七十 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
百七十一 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金
百七十二 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
百七十三 成果連動型民間委託契約方式推進交付金
百七十四 過疎地域持続的発展支援交付金
百七十五 農地集積・集約化等対策推進交付金
百七十六 農地集積・集約化等対策整備交付金
百七十七 国産農産物生産基盤強化等対策交付金
百七十八 日本型直接支払交付金
百七十九 デジタル田園都市国家構想推進交付金
百八十 新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金
百八十一 新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金
百八十二 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
百八十三 国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金
百八十四 農林水産業環境政策推進交付金
百八十五 農林水産業環境政策推進整備交付金
百八十六 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金
百八十七 保土等処遇改善臨時特例交付金
百八十八 農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金
百八十九 農地利用効率化等支援交付金
百九十 農林水産業環境政策技術開発推進交付金
百九十一 防災・安全交付金（第三十号、第三十四号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百九十二 妊娠出産子育て支援交付金
百九十三 就学前教育・保育施設整備交付金（第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百九十四 地域再犯防止等推進事業交付金
百九十五 農山漁村情報通信環境整備交付金
百九十六 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金
百九十七 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
百九十八 地域産業基盤整備推進交付金
百九十九 地域福祉推進支援臨時特例交付金
二百 孤独・孤立対策推進交付金
二百一 新しい地方経済・生活環境創生交付金
二百二 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金
二百三 能登創造的復興支援交付金

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容

百二十四 道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百二十五 港湾整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百二十六 森林整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百二十七 水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百二十八 地域女性活躍推進交付金
百二十九 地方消費者行政推進交付金
百三十 生活基盤施設耐震化等交付金
百三十一 保育所等整備交付金（第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百三十二 廃棄物処理施設整備交付金
百三十三 鳥獣捕獲等事業交付金
百三十四 福島原子力災害復興交付金
百三十五 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金
百三十六 教育支援体制整備事業費交付金
百三十七 認定こども園施設整備交付金
百三十八 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第二十三号又は第四十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百三十九 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
百四十 被災児童生徒就学支援等事業交付金
百四十一 地域子供の未来応援交付金
百四十二 地域少子化対策重点推進交付金
百四十三 地域介護対策支援臨時特例交付金
百四十四 拠点還遷地跡地利用推進交付金
百四十五 食料安全保障確立対策推進交付金
百四十六 食料安全保障確立対策整備交付金
百四十七 農地集積・集約化対策整備交付金
百四十八 被災者支援総合交付金
百四十九 特定非営利活動法人等被災者支援交付金
百五十 緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金
百五十一 東北観光復興対策交付金
百五十二 九州観光支援交付金
百五十三 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
百五十四 離島漁業再生支援等交付金
百五十五 環境保全施設整備交付金
百五十六 放射線健康影響調査等交付金
百五十七 農林水産業再生支援交付金
百五十八 地方消費者行政強化交付金
百五十九 地域自殺対策強化交付金（第三十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百六十 農業水利施設保全管理整備交付金
百六十一 六次産業化市場規模拡大対策整備交付金
百六十二 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金
百六十三 外国人受入環境整備交付金
百六十四 農業水利施設保全管理推進交付金
百六十五 地域就職氷河期世代支援加速化交付金

- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長を除く。第九条第二項及び第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める事項
- 3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の定めるところにより、省略することができ、

第四条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

- 2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事業又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの）をいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。
 - 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。
 - 三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したときその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項（事業変更による決定の取消ができる場合）

第五条 第十條第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業者等又は間接補助事業等に要

する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第七条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとした措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長又は補助実施法人の代表者に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 補助実施法人の代表者は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。

5 別表の所管大臣の欄に掲げる大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

（加算金の計算）

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一

項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。（延滞金の計算）

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（加算金又は延滞金の免除）

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

（処分を制限する財産）

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国又は補助実施法人に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

（不服の申出手続）

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。

3 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。（事務の委任の範囲及び手続）

第十六条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付に関する事務（補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）の一部を当該各省各庁又は補助実施法人（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）の機関に委任することができる。

2 各省各庁の長は、前項の場合において、その地方支分部局に委任しようとするときは、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

3 補助実施法人の代表者は、第一項の場合において、その従たる事務所の職員に委任しようとするときは、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び職員について、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。

4 第九条第五項の規定は、前項の承認について準用する。

5 各省各庁の長は、他の法律の規定により当該各省各庁の所掌事務を他の各省各庁の機関が行う場合には、法第二十六条第一項の規定により、当該所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務の一部を当該他の各省各庁の機関に委任することができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

6 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第二十六条第一項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を委任したときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。（都道府県が行う事務の範囲及び手続）

第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる補助金等の交付に関する事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の場合においては、各省各庁の長は、当該補助金等の名称及び知事等が行うこととなる補助金等の交付に関する事務の内容を明らかにして、知事等が補助金等の交付に関する事務を行うこととなることについて、都道府県の知事の同意を求めなければならない。

3 都道府県の知事は、前項の規定により各省各庁の長から同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意をする決定をしたときは同意をする旨を、同意をしない決定をしたときは同意をしない旨を各省各庁の長に通知するものとする。

4 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を知事等が行うこととなつたときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

5 法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を知事等が行つた場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

6 法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を知事等が行うこととなつた場合においては、法中補助金等の交付に関する事務に係る各省各庁の長に関する規定は、知事等に関する規定として知事等に適用があるものとする。（都道府県が行うこととなつた場合の事務の実施）

第十八条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により法第二十三条の規定による職権に属する事務を知事等が行うこととなつた場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

附 則 （略）

別表（第一条、第九条、第十六条関係）

準用規定	法人	代表者	所管大臣
日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十條の二	日本中央競馬会	日本中央競馬会の理事長	農林水産大臣
国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第八条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長	総務大臣
独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十二条	独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館の理事長	経済産業大臣
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長	経済産業大臣
独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十七条（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）	独立行政法人農畜産業振興機構	独立行政法人農畜産業振興機構の理事長	農林水産大臣

第十五条の規定により読み替えられる場合を含む。)			
独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十七条	独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国際協力機構の理事長	外務大臣
独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条	独立行政法人国際交流基金	独立行政法人国際交流基金の理事長	外務大臣
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長	経済産業大臣
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）	独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長	経済産業大臣
独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六	独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人日本学術振興会の理事長	文部科学大臣
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第二十四条	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の理事長	内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十八条	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センターの理事長	文部科学大臣
独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十七条	独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人日本芸術文化振興会	文部科学大臣

		の理事長	
独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十三条	独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構の理事長	厚生労働大臣
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十三条	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長	国土交通大臣
独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条	独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構の理事長	環境大臣
独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構の理事長	文部科学大臣
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第二十二条	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長	文部科学大臣
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長	厚生労働大臣
地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第九条の三	地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構の理事長	内閣総理大臣及び総務大臣
国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣

鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める規程

平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 38 号
改正 平成 27 年 8 月 21 日 機構規程第 29 号
改正 平成 28 年 7 月 12 日 機構規程第 16 号

第 1 条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「補助金等適正化法施行令」という。)第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 13 条第 4 号に規定する財産は、補助事業者等が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。)第 13 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に係る補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組 50 万円以上のものとする。

第 2 条 補助金等適正化法施行令第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 13 条第 5 号に規定する財産は、補助事業者等が機構法第 13 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に係る補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産(補助金等適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 4 号までに掲げる財産に該当するものを除く。)とする。

第 3 条 補助金等適正化法施行令第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 14 条第 1 項第 2 号に規定する期間は、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限 期間
	種類	構造又は用途	細目	
鉄道防災事業費補助	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの及び下記以外のもの	50年
			寄宿舍用のもの	47年
			病院用のもの	39年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	38年
鉄道施設総合安全対策事業費補助		金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	38年
幹線鉄道等活性化事業費補助			事務所用のもの及び下記以外のもの	38年
			寄宿舍用のもの	34年
都市鉄道利便増進事業費補助		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	31年
			病院用のもの	29年
地下高速鉄道整備事業費補助			事務所用のもの及び下記以外のもの	30年
		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超えるものに限る。)	寄宿舍用のもの	27年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	25年
鉄道駅総合改善事業費補助			病院用のもの	24年
		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル	事務所用のもの及び下記以外のもの	22年
			寄宿舍用のもの	19年

鉄道技術開発費補助金		以下のものに限る。)	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの 病院用のもの	19年 17年
		木造又は合成樹脂造のもの	事務所用のもの及び下記以外のもの 寄宿舎用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの 病院用のもの	24年 22年 17年 17年
	建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備 その他のもの	6年 15年
		給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの) その他のもの	13年 15年
		昇降機設備	エレベーター エスカレーター	17年 15年
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8年
		エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12年
		アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
		可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3年 15年
	構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	20年
			まくら木	
			木製のもの	8年
			コンクリート製のもの	20年
			金属製のもの	20年
			分岐器	15年
			通信線、信号線及び電燈電力線	30年
			信号機	30年
			送配電線及びき電線	40年
			電車線及び第三軌条	20年
			帰線ボンド	5年
			電線支持物(電柱及び腕木を除く。)	30年
			木柱及び木塔(腕木を含む。)	
			架空索道用のもの	15年
			その他のもの	25年
			前掲以外のもの	
			線路設備	
			軌道設備	
			道床	60年
			その他のもの	16年

		土工設備 橋りょう 鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの その他のもの トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの その他のもの 停車場設備 電路設備 鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔 踏切保安又は自動列車停止設備 その他のもの その他のもの	57年 50年 40年 15年 60年 35年 30年 21年 32年 45年 12年 19年 40年
	放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	30年 40年 42年 10年 10年 10年
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの	15年 10年
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む。)	線路建設保守用工作車	10年
工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)		5年
	治具及び取付工具		3年
	切削工具		2年
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	ベッド 児童用机及びいす その他の家具(事務机、事務いす、キャビネット、応接セット、陳列だな及び陳列ケースを除く。) 冷房用又は暖房用機器 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	8年 5年 15年 6年 2年 5年
	事務機器及び通信機器	インターホーン及び放送用設備	6年
	時計、試験機器及び	試験又は測定機器	5年

	測定機器		
機械及び装置	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	5年 12年
開発研究用資産	建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5年
	構築物	風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	5年 7年
	工具		4年
	器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4年
	機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	7年 4年
	ソフトウェア		3年

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

附 則（平成 27 年 8 月 21 日機構規程第 29 号）

この規定は、平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 12 日機構規程第 16 号）

- 1 この規定は、平成 28 年 7 月 12 日から施行し、平成 28 年度以降の補助金等に係る財産から適用する。
- 2 改正前の補助金等に係る財産の取扱いについては、なお従前の例による。

（注記）

整備新幹線整備事業費補助、整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金、鉄道防災事業費補助（青函トンネル）の処分制限期間については、平成 28 年 5 月 16 日国土交通省告示第 744 号による。

平成 21 年 3 月 13 日助一第 1 1 8 号、助二第 1 6 4 号
改 正 平成 24 年 8 月 20 日助一第 120810001 号、助二第 120810001 号
改 正 令和 3 年 4 月 1 日助一第 210401003 号、助二第 210401008 号
改 正 令和 5 年 9 月 14 日、助助第 230913001 号

補助事業等により取得した財産の財産処分の承認基準

標記について、国土交通省鉄道局所管の補助事業で、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が交付する補助金等に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定に基づく処分の承認基準及び取扱いについて下記のとおり定める。

記

1. 補助対象財産の処分手続きの原則（個別承認）

- （1） 補助事業者等は、補助対象財産（補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産。以下同じ。）の処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）を行う場合には、機構の承認を受けるものとする。
- （2） 機構は、当該補助対象財産の処分により収益がある場合には、速やかにその補助金の国費相当額を機構へ返納すること等を条件として承認するものとする。ただし、補助対象財産の処分による収益を、当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、その金銭の国庫補助金相当額等を機構へ納付することを条件としない。

2. 補助対象財産の処分手続きの特例（包括承認）

- （1） 地方公共団体が、補助対象財産の処分を行う場合（収益があるもの若しくは鉄道局所管以外の法令に基づく施設等に係るものを除く。）には、当該地方公共団体において、次のいずれかに該当し、かつ、当該補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みても適正であると判断するものに限り、別記様式 1 による機構への報告書の提出及び、機構からの国の承認基準（国鉄総 424-1 号）2.（1）に基づく

く国への報告書の提出をもって、機構の承認があったものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。

- ① 補助事業等の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。）10 年を経過した補助対象財産を処分する場合であって、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るために行うものであること。
- ② 災害又は火災により損壊したとき、老朽化により引き続き使用することが危険な状態にあるとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者等の責に帰することのできない事由によるものであること。
- ③ 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和 40 年法律第 6 号）に規定する市町村建設計画または「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成 16 年法律第 59 号）に規定する合併市町村基本計画に基づくものであること。

- (2) 地方公共団体以外の者が、補助対象財産の処分（上記 2.（1）①による一時的な他の目的への使用及び②による処分に限る。）を行う場合には、当該地方公共団体以外の者において、当該補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みて適正であると判断するものに限り、別記様式 2 による機構への報告書の提出及び、機構からの国の承認基準（国鉄総 424-1 号）2.（2）に基づく国への報告書の提出をもって、機構の承認があったものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。

3. その他の手続き等について

- (1) 補助事業者等は、機構から承認のあった補助対象財産の処分内容又は機構への報告に係る補助対象財産の処分内容と異なる処分を行う場合には、改めて必要な手続きを行うものとする。
- (2) 補助事業者等は、間接補助事業者等の補助対象財産の処分により、間接補助事業者等から返納金の納付を受けた場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を機構に納付するものとする。

- (3) 機構は、必要な範囲で提出書類の記載内容を確認するための追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 次の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた補助対象財産の処分については、本基準に定める手続きを要しないものとする。
- ① 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 18 条
 - ② 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 29 条及び第 57 条
 - ③ 東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 45 号
 - ④ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 27 条の 6
- (5) 本基準の発出日において既に補助事業者等から補助対象財産の処分に係る承認申請が行われ、かつ、承認手続き中のものについては、本基準に基づき処理することができるものとする。
- (6) 本基準において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき助成勘定から建設勘定に対し繰り入れする補助金等については、「補助事業者等」とあるのは「副理事長」と、「機構」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

附 則（平成 24 年 8 月 20 日助一第 120810001 号、助二第 120810001 号）

本改正は、平成 24 年 8 月 20 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日助一第 210401003 号、助二第 210401008 号）

本改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 9 月 14 日助助第 230913001 号）

本改正は、令和 5 年 9 月 14 日から施行し、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

別記様式 1

番 号
年 月 日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長 殿

補助事業者等 氏 名 印

財産処分報告書

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、〇〇補助取扱要領第〇号の規定により報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

（注） 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。災害・老朽化、市町村合併を理由とする場合も具体的に記述すること。

(2) 今後の利用方法（処分区分）

（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、構造、規格、規模、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 建設（設置）年月日、供用開始年月日、耐用年数（処分制限期間）、経過年数

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

- （注1） 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。
- （注2） 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。
- （注3） 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。
- （注4） 災害・老朽化の場合は、災害の原因、被害見積額、写真等必要となる資料を添付すること。

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長 殿

補助事業者等 氏 名 印

財産処分報告書

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、〇〇補助取扱要領第〇号の規定により報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

（注） 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。災害・老朽化を理由とする場合も具体的に記述すること。

（2）今後の利用方法（処分区分）

（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

（3）貸付（利用）予定期間

〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（又は〇〇年〇月〇日から〇年間）

2 処分の対象財産

（1）財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

（2）財産の名称、補助事業名、所在、構造、規格、規模、数量

（3）事業費、補助金額、補助率

（4）建設（設置）年月日、供用開始年月日、耐用年数（処分制限期間）、経過年数

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

（注1） 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。

（注2） 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。

（注3） 災害・老朽化の場合は、災害の原因、被害見積額、写真等必要となる資料を添付すること。

別添（別記様式 1 及び 2 関係）

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近 3 年間の状況

補助対象財産の名称	当 初 の 計 画	最 近 3 年 間 の 状 況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

3. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

（ア）過去 5 年間の国土交通関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

（注）申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

（イ）国土交通関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定 額）	備 考

○ 鉄道に係る主な税の軽減措置

内 容	根 拠 条 項
1 国 税 (1) 法人税 ・ 取替資産に係る償却の方法の特例措置（50％までは通常の減価償却。その後取替費は全額損金扱い） ・ 国庫補助金等（鉄道・運輸機構の補助金を含む）で取得した補助金相当額の圧縮記帳 ・ 受益者から得た工事負担金等の圧縮記帳 ・ 鉄道・運輸機構の行う基盤整備事業に伴う交換により取得する固定資産の圧縮記帳 ・ 産業競争力強化法に基づき認定を受けたエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って取得する炭素生産性向上に資する鉄道車両炭素生産性が20％以上向上するものについては税額控除10/100又は特別償却50/100 炭素生産性が15％以上向上するものについては税額控除5/100又は特別償却50/100 （令和8年3月31日までに計画認定を受けたもの） (2) 登録免許税 ・ 鉄道事業の許可又は軌道事業の特許で、路線延伸の長さが12km未満のものの非課税措置 ・ 鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業者が取得した鉄道事業の用に供する不動産 土地・家屋の所有権の移転登記 10/1000 土地に設定された地上権等の移転登記 5/1000 （令和9年3月31日までに計画認定を受けたもの） ・ 中央新幹線の建設主体が取得した中央新幹線の事業の用に供する不動産の所有権の移転登記等の免税措置 （取得後1年以内に登記を受けるもの） ・ 整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の固定資産に係る所有権移転登記等の免税措置 （令和13年3月31日までの間に取得したもので取得後1年以内に登記を受けるもの）	法人税法施行令第49条第1項～第3項 法人税法第42条 法人税法第45条第1項第4号、第5号 同法第45条第2項 改革法等施行法第27条第14項 同法経過措置施行令第7条第2項 租特法第42条の12の6第1項 同法第42条の12の6第2項 登録免許税法施行令第18条 租特法第83条の4 租特法第84条 租特法第84条の2

(3) 石油石炭税（地球温暖化対策のための税） ・ 鉄道事業に利用される軽油に係る重課分についての還付措置（令和8年3月31日まで）	租特法第90条の3の4
---	--------------------

内 容	根 拠 条 項
2 地方税 (1) 事業税 ・ 鉄道軌道整備法第3条の助成対象鉄道については、公益等に因る課税の免除及び不均一課税の特例措置 ・ J R 北海道等の資本割の課税標準に係る特例措置（資本準備金に係る商法の特例を適用した金額を資本金等の金額から控除）（令和11年3月31日まで） ・ 一体化法に規定する特定鉄道事業者（首都圏新都市鉄道（株））の資本割の課税標準に係る特例措置（資本金等の金額の2/3に相当する金額を資本金等の金額から控除）（令和11年3月31日まで） (2) 不動産取得税 ・ 中央新幹線の建設主体が取得した中央新幹線の事業の用に供する不動産の非課税措置 ・ 整備新幹線の開業に伴い J R から経営分離される並行在来線の固定資産の取得の非課税措置（令和13年3月31日までに取得したもの） ・ 鉄道事業再構築事業において譲渡を受けた鉄道事業の用に供する不動産の非課税措置（令和8年3月31日までに取得したもの） ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理処理に関する法律附則第七条第一項第一号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得にたいして2/3控除（令和9年3月31日まで） (3) 軽油引取税 ・ 鉄軌道用車両等（J R 貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む）の動力源に供する軽油の免税措置（令和9年3月31日までに取得したもの） ・ 索道事業者が使用するグレンデ整備車及び降雪機の動力源に供する軽油の免税措置（令和9年3月31日までに取得したもの）	地方税法第6条 鉄道軌道整備法第23条 地方税法附則第9条第1項 地方税法附則第9条第6項 地方税法第73条の4第1項第38号 地方税法附則第10条第2項 地方税法附則第10条第7項 地方税法附則第11条第15項 地方税法附則第12条の2の7第1項第3号 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号

内 容	根 拠 条 項
(4) 固定資産税	
・ 鉄道軌道整備法第3条の助成対象鉄道については、公益等に因る課税の免除及び不均一課税の特例措置	地方税法第6条 鉄道軌道整備法第23条
・ 市街地域又は飛行場及びその周辺区域内のトンネルの非課税措置	地方税法第348条第2項第2号の5
・ 踏切道及び踏切保安装置の非課税措置	地方税法第348条第2項第2号の6
・ 既設鉄軌道に新たに建設された立体交差化施設の非課税措置	地方税法第348条第2項第2号の7
・ 地下道又は跨線道路橋（市街化区域内で公衆が利用できるもの）の非課税措置	地方税法第348条第2項第2号の8
・ 皇室の用に供する車両の非課税措置	地方税法第348条第2項第35号
・ J R 旅客会社が鉄道・運輸機構から有料で借り受けている市街地トンネルの非課税措置	地方税法第348条第5項
・ 都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの非課税措置（令和9年3月31日までに整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するもの）	地方税法附則第14条第2項
・ 新規営業路線に係る鉄道施設 最初の5年間 1/3 その後5年間 2/3 うち立体交差化施設 最初の5年間 1/6 その後 1/3 （橋りょう、高架橋及び土工に限る）	地方税法 第349条の3第1項
・ 北海道、東北、北陸及び九州新幹線の新線建設に係る鉄道施設 最初の5年間 1/6 その後の5年間 1/3	地方税法 第349条の3第12項
・ 青函トンネル及び本四連絡橋に係る鉄道施設 1/6	地方税法 第349条の3第13項
・ 河川その他水域に係る事業に係る橋りょう及びトンネルの新設等により敷設された鉄道施設 最初の5年間 1/6 その後の5年間 1/3 （水資源機構に係るものについては 最初の5年間 2/3 その後5年間 5/6）	地方税法 第349条の3第14項
・ 特定地方交通線又は地方鉄道新線の無償譲渡に係る本来事業用固定資産 1/4	地方税法 第349条の3第18項
・ 新設された変電所に係る償却資産 5年間 3/5	地方税法 第349条の3第24項

内 容	根 拠 条 項
・ J R 貨物が取得した高性能機関車 ※国鉄から承継した車両に限る 5年間 2/3 (令和8年3月31日までに取得したもの)	地方税法附則第15条第6項
・ 整備新幹線の開業に伴い J R から経営分離される並行在来線の譲受固定資産 20年間 1/2 (令和13年3月31日までに取得したもの)	地方税法附則第15条第9項
・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等により取得した鉄道施設 5年間 1/3 (令和9年3月31日までに取得したもの)	地方税法附則第15条第10項
・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車 5年間1/3 (令和9年3月31日までに取得したもの)	地方税法附則第15条第11項
・ 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両 5年間 2/3(新造車両)、3/4(改良車両) (中小民鉄等は新造車両、改良車両ともに5年間3/5) (令和9年3月31日までに取得したもの)	地方税法附則第15条第12項
・ 都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設 5年間 2/3 (令和9年3月31日までに取得したもの)	地方税法附則第15条第15項
・ 地域交通法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設 5年間1/4 (令和9年3月31日までに取得したもの)	地方税法附則第15条第17項
・ 駅のバリアフリー化改良工事により取得した鉄道施設 5年間2/3 (令和9年3月31日までに取得したもの)	地方税法附則第15条第24項
・ 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設 5年間2/3 (令和9年3月31日までに取得したもの)	地方税法附則第15条第26項
・ 豪雨対策により取得した鉄道施設 5年間 2/3 (J R 東日本・ J R 東海・ J R 西日本は5年間 3/4) (令和9年3月31日までに取得したもの)	地方税法附則第15条第45項
・ 旧交納付金法の適用のあった固定資産(立体交差化施設)	地方税法附則第15条の2第1項
・ J R 北海道等の本来事業用固定資産 (令和9年3月31日まで 1/2)	地方税法附則第15条の2第2項
・ J R 北海道、 J R 四国及び J R 貨物が国鉄から承継した本来事業用固定資産 (令和9年3月31日まで 3/5)	地方税法附則第15条の3
・ 鉄軌道用地の評価 鉄軌道用地に沿接する土地の価格の1/3に評価 (複合利用鉄軌道用地については、地積を運送の用に供	昭和38年自治省告示第158号

する部分の面積と運送以外の用に供する部分の面積で按分して評価)	
内 容	根 拠 条 項
(5) 事業所税 ・ 鉄軌道の本来事業用施設（事務所・発電施設は除く） の非課税措置	地方税法 第701条の34第3項 第20号

(注) 国土交通省資料による。

租 特 法・・・・・・租税特別措置法（昭和21年法律第15号）
改革法等施行法・・・・・・日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）
鉄道・運輸機構・・・・・・鉄道建設・運輸施設整備支援機構
J R 旅 客 会 社・・・・・・北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、
東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、
四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社
J R 北 海 道 等・・・・・・北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社
J R 貨 物・・・・・・日本貨物鉄道株式会社

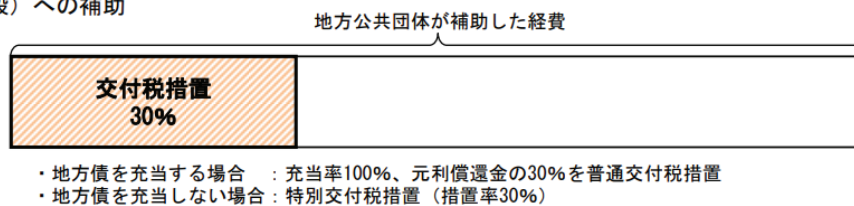
ローカル鉄道支援に対する地方財政措置について（総務省）

地域住民の日常生活を支えている地域鉄道は、厳しい経営環境に置かれる中で、施設の老朽化も進んでおり、施設の更新等による安全運行の確保が重要な課題となっている。

また、地域鉄道のうち並行在来線については、初期投資のうち貨物調整金の対象とならない旅客分の負担が特に重く、安定した経営のためには初期投資（旅客分）に対して地方公共団体が財政支援を行うことが必要不可欠となっている。

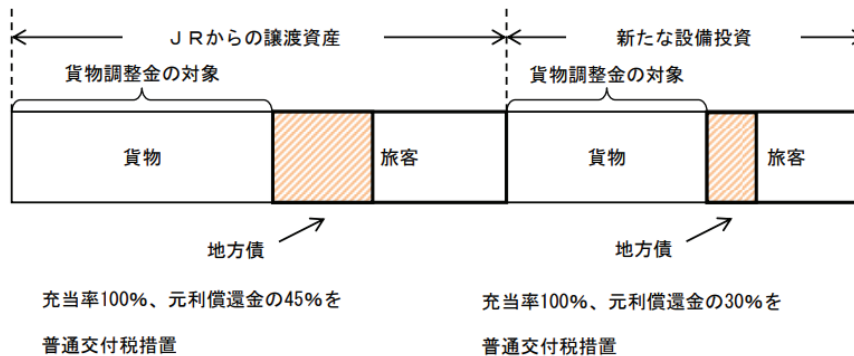
こうした状況を踏まえ、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対して地方財政措置を講じることとし、更に並行在来線の初期投資については特例を設けることとする。

◎地域鉄道（一般）への補助



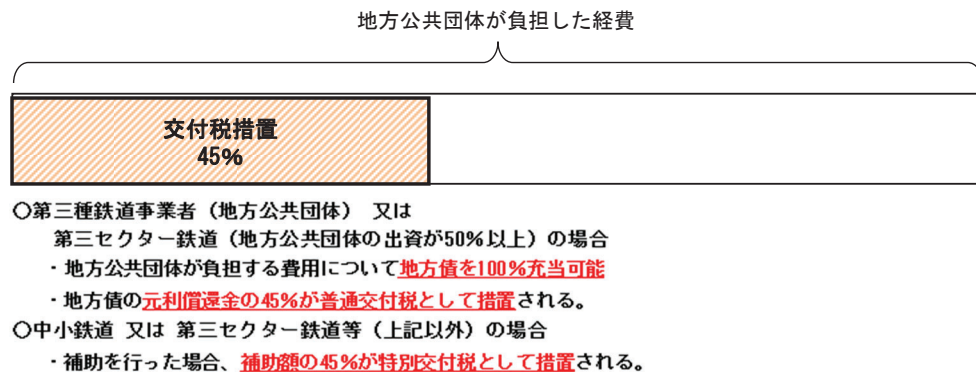
◎並行在来線の初期投資に係る特例

並行在来線については、JRから経営分離される並行在来線に特有の経費であるJRからの譲渡資産分（旅客分）への補助に限り、特例として交付税措置をかさ上げ（45%）する。



ローカル鉄道については、社会資本整備総合交付金の「地域公共交通再構築事業」等を受けて地方公共団体等が行う鉄道施設の整備事業に係る地方負担について、地方財政措置を講じる。

◎ローカル鉄道に係る公共交通の再構築支援



各補助金の取扱要領等

鉄道・運輸機構における鉄道助成制度の各補助金の取扱要領等につきましては、鉄道・運輸機構のウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照下さい。

- 鉄道・運輸機構ウェブサイト

<https://www.jrtt.go.jp/subsidy/>